

データ・リカバリ環境におけるライセンス（日本語参考訳）

今日のデータ、情報集約型経済では、企業はミッション・クリティカル情報への継続的なアクセスを必要としています。IT 部門では、ビジネス情報の急激な増加を管理するだけでなく、情報の利用と保護も必要になってきます。それが、データ・リカバリや事業継続計画が必要な理由です。本資料では、このような環境での Oracle プログラムのライセンスの考え方を説明します。

データ・リカバリ環境は、通常、以下の 2 種類に分類されます。

- a) フェイルオーバーなどクラスタ環境を配置した環境
- b) データやプログラム・ファイル（物理的 DB ファイル、バイナリー、実行可能ファイル等）のコピー、同期化、ミラーリング

クラスタ環境を利用したデータ・リカバリ（フェイルオーバー）

フェイルオーバー・データ・リカバリ手法はクラスタ配置の一例で、複数のコンピュータ/サーバーが、一つのシングル・ストレージまたは SAN にアクセスするものです。このような環境の場合、US Oracle Technology Price List (<http://www.oracle.com/corporate/pricing/pricelists.html>) に掲げられているプログラムについてのお客様のライセンスは、10 日間ルールの対象となり、フェイルオーバー環境におけるライセンス未契約の待機系コンピュータで、ライセンス契約を受けたプログラムを任意の暦年において合計 10 回分までの異なる 24 時間枠において稼働させる権利を保有します（例: 待機系コンピュータが火曜日に 2 時間ダウンし、金曜日に 3 時間ダウンした場合は、2 回分の 24 時間枠としてカウントします）。この権利は、オラクルのパーティショニング・ポリシー（詳細は <https://www.oracle.com/assets/partitioning-070609.pdf>）で定義された多数の物理マシンまたは論理マシンがクラスタ構成になっており、単一のデータセンターにある 1 つの論理ディスクアレイを共有しているときのみ適用されます。本番コンピュータがダウンした場合、待機系コンピュータが本番コンピュータとして機能します。本番コンピュータが復旧した場合、お客様は本番コンピュータに切り替えるか、その復旧したサーバーを待機系コンピュータとして指定しなければなりません。フェイルオーバー期間が 10 回分の 24 時間枠を超えた場合は、待機側にもライセンスが必要です。さらに、複数のコンピュータがフェイルオーバーとして構成されている場合でも、追加料金なしで稼働させることができるのはクラスタ環境毎に 1 台のみです。メンテナンス目的での休止時間も、10 回分の異なる 24 時間枠の制限に算入されます。フェイルオーバー環境でオプションをライセンスする際は、関連するデータベースのライセンス数と合わせる必要があります。さらに、Named User Plus でライセンスする際は、最少ユーザー数は 1 台の待機系コンピュータのみ除外して計算します。このセクションで許諾された権利を超える分については、別途ライセンスが必要です。フェイルオーバー環境では、特定のクラスタ構成のライセンス契約においては、本番コンピュータと待機系コンピュータは同じ価格単位を適用する必要があります。

コピー、同期化、ミラーリングを利用したデータ・リカバリ環境

スタンバイとリモート・ミラーリングは、データ・リカバリ環境を配置する手段です。このようなデータ・リカバリの配置では、データと、場合によっては Oracle バイナリーが別のストレージ・デバイスに

本文書は Oracle Corporation 発行「Licensing Data Recovery Environments」の日本語参考訳となります。(2020 年 7 月 28 日更新)
内容については最新の英文「Licensing Data Recovery Environments」が正式となります。

本文書はオラクル・ライセンスのポリシーに関するガイドラインを教育目的に限って提供するものです。本文書は、いかなる契約にも組み込まれるものではなく、特定の条件に対する約定期間や約束を構成するものでもありません。ポリシー及び本文書は予告なく変更される場合があります。本文書は日本オラクル株式会社の書面による明示的な許諾なく、いかなる方法においても転載することは許されておりません。

日本オラクル株式会社

コピーされます。このようなデータ・リカバリの配置では、インストールされおよび/または稼働しているすべての Oracle プログラムは Oracle Agreement で記された標準ポリシーに沿った形でライセンスが必要です。これには、災害対策シナリオをテストする目的で、待機系で Oracle プログラムをインストールする場合も含まれます。本番サーバーと待機系サーバーのライセンス単位およびオプション・プログラムは、2つの例外を除いて一致させる必要があります。1) Real Application Clusters (RAC) - Oracle RAC は、待機系サーバーで使用されていない限り、待機系サーバーでのライセンスは必要ありません。2) このドキュメント (<https://www.oracle.com/a/ocom/docs/paas-iaas-universal-credits-3940775.pdf>) に掲げられている Oracle Data Management Cloud Services の1つを使用してライセンスされている本番サーバーの場合、本番サーバーで使用中のオプション・プログラムのみが待機系サーバーでライセンスが必要です。

テストイング

物理的なバックアップ・コピーのテストを行う目的において、Oracle Database のお客様のライセンスには、暦年で、任意の4回を上限として、1回のテストあたり2日を超えない範囲で、使用権許諾を受けていないコンピュータ上で当該 Database を稼働させる権利を含むものとします。当該権利は、リモート・ミラーリング等の対象プログラムのバイナリ・ファイルが複製又は同期されるようなその他一切のデータ・リカバリ方法を対象とするものではありません。

本文書は Oracle Corporation 発行「Licensing Data Recovery Environments」の日本語参考訳となります。(2020年7月28日更新)
内容については最新の英文「Licensing Data Recovery Environments」が正式となります。

本文書はオラクル・ライセンスのポリシーに関するガイドラインを教育目的に限って提供するものです。本文書は、いかなる契約にも組み込まれるものではなく、特定の条件に対する約定や約束を構成するものでもありません。ポリシー及び本文書は予告なく変更される場合があります。本文書は日本オラクル株式会社の書面による明示的な許諾なく、いかなる方法においても転載することは許されておりません。

日本オラクル株式会社